市 町村の 合併の特例に関する法律の 部を改正する法律案 (閣法第一〇八号) (衆議院送付

要 旨

本 法 律 案の主な内容は次のとおりである。

地 域 自治区 の 設 置 手続 等の 特 例 に 関 する事項

1 市 町 村 の 合併に <u>隐</u>際 L ては、 合併関 係 市 町 村 の 協議 で定める期間 に限り、 合併市町 村の区域 の 部 の

町 村 の 区 域 に による地 域 自治区」 という。) を設けることができるものとする。

2

市

町村の合併に際して設ける合併関係

域

に

又は二以上の合併

関

係

市

町

村

の区域であっ

た 区 域

を単位とする地域

自治区

(以下「

合併関

係

市

 \overline{X}

という。) に、 合併関 係 市町村の協 議により、 期間を定めて区長を置くことができるものとする。

|市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」

3 区長は、 合併市町村の長が選任するものとし、 その職は、 特別職とするものとする。

4 合併に係る地域自治区の区域における住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠す

る ものとする。

5 併」 平 . 成 という。) 十一年七月十六日から平成十七年三月三十一日 に係る合併 市 町 村 ţ 条 例 で、 期 間 を 定めて、 までの 間 そ に 行 の X わ 域 れ の た 市 部 町 村 の X の 合併 域 に (以下「 合 併 関 特定合 係 市 町

村 の X 域 に ょ る 地 域 自 治 $\overline{\times}$ を 設 けることができるも の とする。

二、合併特例区に関する事項

1 市 町 村 の 合 併 後 の 定 期 間 合併 関 係 市 町 村 の 協 議 に ょ וֹי 期 間 を定め て、 合併 市 町 村 の \overline{X} 域 の 全 部

又 は 部 の X 域 に、 又 は 二 以 上 の 合 併 関 係 市 町 村 の \overline{X} 域 で あっ た X 域 を 単 位 として、 合併 特 例 X を 設

け るこ とができるもの کی ل 合 併 特 例 \overline{X} ば 特 別 地 方 公 共 4 体 とす る も の ۲ す

2 合併 関 係 市 町 村 ば 合併 特 例 X を 設 け ようとするときは、 協 議 に ょ IJ 規 約 を 定 め、 都 道 府 県 知 事 の 認

可を受けなければならないものとする。

3 務 等 合併 のうち、 特例 $\overline{\mathsf{X}}$ 規約 は で定 市 町 め 村 る事 の 合 務 併 を処理 後 の — するも 定期 間 当 のとする。 該合併特 例区が処理することが特に必要と認められる事

4 合併特例 X の 長 ĺţ 市 町 村 長 の 被選挙権 を有する者のうちから、合併 市 · 町 村 の 長 が選任するものとし、

その職は、特別職とするものとする。

に 合 住 併 所 特例 を 有 す 区区 る 者で 合併 合 特 例 併 X 市 協 町 村 議 会を の 議 置 会 < の も 議 のとし、 員 の 被 選 合併 挙 権 特 を 例 有 す X á 協 も 議 の 会 の の ううち 構 成 か 員 5 は、 合併 規 約 で 定 特例 め X る の 方 X 法 域 に 内

5

ょ IJ · 合 併 市 町 村 の 長 が 選 任 す る も の لح する。

6 合 併 特 例 X 協 議 会 は 合併 市 町 村 が 処 理 す る 事 務 で あっ て当該 合併 特 例 X の X 域 に 係 る も の 等 に つ Ĺ١

規 て 約 審 で 議 定 め 合 る 併 合 併 市 町 市 町 村 村 の 長 の そ 施 策 **ത** に 他 関 の す 機 る 関 重 等 要 に 事 意 頂 見 で を あっ 述 べ て ることが 合 併 特 例 で きる X の \overline{X} も 域 の に لح ŕ 係 る 合 も 併 の を 市 町 決 定 村 L の ようと 長 は

す る 場 合 等 に お L١ て は あ 5 か じ め、 合 併 特 例 X 協 議 会 の 意 見 を 聴 か な け れ ば な 5 な 11 も の とす

7 合 併 特 例 X の \overline{X} 域 に お け る 住 居 を 表 示 す る に は 当 該 合 併 特 例 X の 名 称 を 冠 す る も の とす

8 特 定 合併 に 係 る合 併 市 町 村 は 定 款 で、 期 間 を 定 め て、 そ の \overline{X} 域 の 全 部 又 は 部 の \overline{X} 域 に 又は二

以 上 の 合併 関 係 市 町 村 の $\overline{\mathsf{X}}$ 域 で あ つ た X 域 を 単 位 とし て合併特例 X を 設け ることができるも のとする。

Ξ 部 事 務 組 合 等 の 特 例 に 関 す る 事 頂

市 町 村 の 合 併 の 日 の 前 日 に お 11 て、 す ベ τ の合併関 係 市 町 村 が 他 の 地 方公共団 体と 同 の 部 事 務 組 合

等 を 組 織 U て しし る 場 合に おい ては、 市 町 村 の合併 の 日 か 5 部 事 務 組 合 等 の 規 約 が変更され る 日 ま で の 間

に 限 ָנו י 部事 務組合等は、 合併市町村の区域における事務について従前 の例により行うものとする。

四、経過措置に関する事項

平 成十七年三月三十一日までに申請がなされた市町村の合併については、 この法律は、 同日 後 もなおそ

の効力を有するが、 平成十八年三月三十一日までに当該申請 に係る市町村の合併が行 われ ない ときは、 同

日後は、効力を有しないものとする。

五、施行期日

の 法 律は、 公布の日から起算して六月を超え ないに 範囲に おい て政令で定める日から施行するものとす

ಠ್ಠ ただし、三及び四に関する規定等につ ١J ては、 公 布の 日 から施行するものとする。